

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 30 日

火 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県事務委任規則の一部を改正する規則 2
- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 5
- 富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則 6
- 児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 7
- 富山県児童福祉法等施行規則等の一部を改正する規則 17
- 富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則 18
- 富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 19

告 示

- 会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正 20

訓 令

- 富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第55号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第42条第 4 号中「医療機器」の次に「、再生医療等製品」を加え、同条第 6 号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品」に改め、同条第 7 号中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

第53条第19号中「動物用医薬品」を「動物用医薬品等」に改める。

第79条の表富山県いじめ再調査委員会の項の次に次のように加える。

富山県公立大学法人 評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 11条第2項第1号の規定による評価に関する事務 及び同項第2号の規定によりその権限に属させら れた事項に関する事務	文書学術 課
--------------------	--	-----------

第79条の表富山県自治紛争処理委員の項中「関する審査」の次に「、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同表富山県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第79条の表に富山県公立大学法人評価委員会の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 第79条の改正規定（同条の表富山県自治紛争処理委員の項に係る部分に限る。）
地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第1条第1号
に掲げる規定の施行の日

（人 事 課）

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第56号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第2条各号列記以外の部分中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に」に改め、同号アからカまでの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「支援給付」の次に「又は配偶者支援金の支給」を加え、同号キ及びク中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ケ及びコ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号サ及びシ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号ス中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「支援給付」の次に「又は配偶者支援金の支給」を加え、同号セ及びソ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号タ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号チ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「費用」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同号ツ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「より支援給付」の次に「若しくは配偶者支援金の支給」を、「費用」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同号テ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号ト中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「際に」を「際又は配偶者支援金を支給する際に、」に改め、同号ナ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を、「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同号ニ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第14条第4項」の次に「（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第5号中「母子及び寡婦福祉法（」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（」に改め、同号ア中「母子及び寡婦福祉法の」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法の」に改め、「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」

を加え、「第32条第3項」を「第31条の6第4項及び第32条第4項」に、「第32条第4項」を「第31条の6第5項及び第32条第5項」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の次に「第31条の7及び」を加え、同号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第57号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の16の項の左欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第3条の表の3の項の左欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法）を「、第31条の6第1項及び」に、「において準用する場合を含む。）に規定する母子及び寡婦福祉資金」を「の規定による資金」に改める。

第5条の表の10の項の右欄の第28号中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条の表の16の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第58号

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の(1)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の3の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法）を「第31条の6第1項及び」に改め、「において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則中別表第1の3の項の改正規定は平成26年10月1日から、同表の2の項の改正規定は同年11月25日から施行する。

(市町村支援課)

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第59号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第1備考6(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(児童青年家庭課)

富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第60号

富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和39年富山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（）」に改め、「第13条第1項各号」の次に「、第31条の6第1項各号」を加え、「法第32条第1項において準用する法第13条第1項」を「第32条第1項各号」に改める。

第2条第3項各号列記以外の部分中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第5号中「であつて、現に児童を扶養している者」を「若しくは男子

で現に児童を扶養しているもの又は寡婦」に改める。

第 2 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 6 条第 2 項中「母子福祉団体が、名称若しくは」を「母子・父子福祉団体が名称又は」に改める。

第 17 条中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同条を第 18 条とする。

第 16 条第 1 項の表中「第 16 条第 1 項において」を「第 17 条第 1 項において読み替えて」に改め、同条を第 17 条とする。

第 15 条の表以外の部分中「前条」を「第 14 条」に改め、「において準用する法第 13 条第 1 項」を削り、同条の表を次のように改める。

第 2 条第 1 項	法第 13 条第 1 項及び法附則第 3 条第 1 項	法第 32 条第 1 項
第 2 条第 3 項	法第 14 条	法第 32 条第 4 項において読み替えて準用する法第 14 条
第 2 条第 3 項 第 5 号	配偶者のない女子若しくは男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦	寡婦
第 2 条第 4 項	前項	第 16 条において読み替えて準用する第 2 条第 3 項
第 3 条	前条第 1 項又は第 3 項	第 16 条において読み替えて準用する第 2 条第 1 項又は第 3 項
第 4 条第 1 項	第 2 条第 1 項	第 16 条において読み替えて準用する第 2 条第 1 項
第 4 条第 2 項	第 2 条第 3 項	第 16 条において読み替えて準用する第 2 条第 3 項

第 5 条第 1 項	第 2 条第 1 項	第16条において読み替えて準用する第 2 条第 1 項
	前条第 1 項	第16条において読み替えて準用する第 4 条第 1 項
第 5 条第 2 項	前項	第16条において読み替えて準用する第 5 条第 1 項
第 5 条第 3 項	第 3 条	第16条において読み替えて準用する第 3 条
	前項	第16条において読み替えて準用する第 5 条第 2 項
第 6 条第 2 項	法第14条	法第32条第 4 項において読み替えて準用する法第14条
第 7 条第 2 項	令第12条	令第38条において読み替えて準用する令第12条（第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。）
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号	令第36条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号
第 8 条第 2 項	前項	第16条において読み替えて準用する第 8 条第 1 項
第 9 条第 2 項	前項	第16条において準用する第 9 条第 1 項
第 9 条第 3 項	前項	第16条において読み替えて準用する第 9 条第 2 項
第11条第 1 項	法第15条第 1 項	法第32条第 5 項において準用する法第15条第 1 項
	令第19条第 1 項	令第38条において読み替えて準用する令第19条第 1 項
第11条第 2 項	法第13条第 1 項	法第32条第 1 項
第12条	令第17条ただし書	令第38条において準用する令第17条ただし書

第14条	法第13条第1項	法第32条第1項
	第6条から第12条まで	第16条において準用する第6条から第12条まで

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(父子福祉資金の貸付け)

第15条 第2条から前条までの規定は、法第31条の6第1項の規定による父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第13条第1項及び法附則第3条第1項	法第31条の6第1項
第2条第3項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条
第2条第3項 第5号	配偶者のない女子若しくは男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦
第2条第4項	前項	第15条において読み替えて準用する第2条第3項
第3条	前条第1項又は第3項	第15条において読み替えて準用する第2条第1項又は第3項
第4条第1項	第2条第1項	第15条において読み替えて準用する第2条第1項
第4条第2項	第2条第3項	第15条において読み替えて準用する第2条第3項
第5条第1項	第2条第1項	第15条において読み替えて準用する第2条第1項
	前条第1項	第15条において読み替えて準用する第4条

		第 1 項
第 5 条第 2 項	前項	第15条において読み替えて準用する第 5 条第 1 項
第 5 条第 3 項	第 3 条	第15条において読み替えて準用する第 3 条
	前項	第15条において読み替えて準用する第 5 条第 2 項
第 6 条第 2 項	法第14条	法第31条の 6 第 4 項において読み替えて準用する法第14条
第 7 条第 2 項	令第12条	令第31条の 7 において読み替えて準用する令第12条
第 8 条第 1 項	令第 7 条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号	令第31条の 5 第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号
第 8 条第 2 項	前項	第15条において読み替えて準用する第 8 条第 1 項
第 9 条第 2 項	前項	第15条において準用する第 9 条第 1 項
第 9 条第 3 項	前項	第15条において読み替えて準用する第 9 条第 2 項
第11条第 1 項	法第15条第 1 項	法第31条の 6 第 5 項において準用する法第 15 条第 1 項
	令第19条第 1 項	令第31条の 7 において読み替えて準用する令第19条第 1 項
第11条第 2 項	法第13条第 1 項	法第31条の 6 第 1 項
第12条	令第17条ただし書	令第31条の 7 において準用する令第17条ただし書
第14条	法第13条第 1 項	法第31条の 6 第 1 項
	第 6 条から第12条まで	第15条において準用する第 6 条から第12条まで

「 母 子 福 祉
様式第 1 号の (表) 中 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金 を
特 例 児 童 扶 養 」

「 母 子 福 祉
富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金 に、
特 例 児 童 扶 養 」

「 配 偶 者 の 状 況
〔 申 請 者 が 児 童
の と き は、 父
母 の 状 況 〕

「 配 偶 者 の 状 況
〔 申 請 者 が 児 童
又 は 20 歳 以 上
で あ る 子 そ の
他 こ れ に 準 ず
る 者 の と き は、
父 母 の 状 況 〕

を

に 改 め、 同 様 式 の (裏) 中

「 児 他
の 借
入 金
及 び
等
の 状
況
の 状
況 」

を

「 他
の 借
入 金
等
の 状
況
の 状
況 」

に、

「 児 童 及 び 母 の
年 金 等 の 受 給 状 況 」

を

「 年 金 等 の 受 給 状 況 」 に、

母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令及び富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の規定事項を承知し、資金を借用したく関係書類を添付して申請します。

を

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令及び富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の規定事項を承知し、資金を借用したく関係書類を添付して申請します。

に改める。

様式第 2 号の (表)、様式第 3 号の (表)、様式第 4 号及び様式第 5 号中

「富山県母子福祉資金」を「富山県父子福祉資金」に改める。
寡婦 寡婦

様式第 7 号中「富山県母子福祉資金」を「富山県父子福祉資金」に、
特例児童扶養 特例児童扶養

償 還 方 法	コード	月、半年、年賦、元利均等償還

を

償 還 方 法	月、半年、年賦、元利均等償還
---------	----------------

に改める。

様式第 8 号中「富山県母子福祉資金」を「富山県父子福祉資金」に改
特例児童扶養 特例児童扶養

める。

様式第 9 号中「富山県母子福祉資金」を「富山県父子福祉資金」に、
特例児童扶養 特例児童扶養

「母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」を「富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則」に改める。

様式第 12 号中「富山県母子福祉資金」を「富山県父子福祉資金」に、
特例児童扶養 特例児童扶養

上記のとおり母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令による 資金の貸付について、停止の事由が生じたのでお届けします。

を

上記のとおり母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令による 資金の貸付について、停止の事由が生じたのでお届けします。

に、

「 母子及び寡婦福祉法施行令第 5 条及び第 33 条第 2 項において準用する同令第 5 条の規定による児童に対する資金の貸付けに同意します。」

を

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「令」という。）第 5 条の規定による児童又は法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者、令第 31 条の 3 の規定による児童又は法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者及び令第 33 条の規定による寡婦が民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずる者に対する資金の貸付けに同意します。」

に改める。

様式第 12 号の 2 中 「 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金 を 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金
特 例 児 童 扶 養 」 「 母 子 福 祉 父 子 福 祉 資 金 を 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金
特 例 児 童 扶 養 」

に、「母子及び寡婦福祉法及び」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び」に改める。

様式第 13 号及び様式第 13 号の 3 中 「 母 子 福 祉 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金 を
特 例 児 童 扶 養 」

「 母 子 福 祉 富 山 県 父 子 福 祉 資 金 に 改 め る。
寡 婦 福 祉 特 例 児 童 扶 養 」

様式第 14 号中 「 富 山 県 母 子 福 祉 資 金 を 富 山 県 母 子 福 祉 資 金 に 改 め る。
寡 婦 寡 婦 」

様式第 15 号から様式第 16 号までの規定中 「 母 子 福 祉 富 山 県 寡 婦 福 祉 資 金 を
特 例 児 童 扶 養 」

「 母 子 福 祉 富 山 県 父 子 福 祉 資 金 に 改 め る。
寡 婦 福 祉 特 例 児 童 扶 養 」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

3 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条の表の3の項の右欄の第1号中「富山県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」を「富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則」に改め、「第15条」の次に「及び第16条」を加え、同欄の第2号から第12号までの規定中「第15条」の次に「及び第16条」を加える。

(児童青年家庭課)

富山県児童福祉法等施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第61号

富山県児童福祉法等施行規則等の一部を改正する規則

(富山県児童福祉法等施行規則及び富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(1) 富山県児童福祉法等施行規則(昭和41年富山県規則第55号)第13条の2第1

項第 1 号、別表及び様式第13号（裏）

- (2) 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）第14条

（富山県営住宅条例施行規則の一部改正）

第 2 条 富山県営住宅条例施行規則（昭和35年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条第 1 号の規定による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健 康 課）

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第62号

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則（平成 2 年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第 8 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則中第8条第1項の改正規定は平成26年10月1日から、第3条各号列記以外の部分の改正規定は同年11月25日から施行する。

(くすり政策課)

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第63号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項から4の項までの規定中「0.85パーセント」を「0.75パーセント」に改め、同表の備考の(10)中「同条第9項」を「同条第11項」に、「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、同表の備考の(11)中「第41条第1項」を「第49条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

(経営支援課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第416号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第 185号）の一部を次のように改正し、平成26年10月 1 日から施行する。

平成26年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第 1 の 2 の表児童青年家庭課の出納員の項中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、「、母子家庭等結婚資金」を削る。

別表第 2 児童青年家庭課の出納員の項中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、「、母子家庭等結婚資金」を削る。

（出 納 課）

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 9 号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項第25号ア中「第21号」を「第22号」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第20号から第24号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第19号オ中「10万円以下」を「50万円未満」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の 1 号を加える。

(19) 市町村の都市計画の決定又は変更に係る協議及び町村の都市計画の決定又は

変更に係る同意に関すること（関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める場合に限る。）。

第4条第2項中「前項第25号イ」を「前項第26号イ」に改める。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄第18号ソ中「第4条第25号アからシまで」を「第4条第1項第26号アからシまで」に改める。

別表第2の1の表経営管理部財政課の項部局長専決事項の欄第4号中「以下」を「以上50万円未満」に改め、同項室課長専決事項の欄に次の1号を加える。

(4) 元気とやま応援寄附金のうち1件10万円未満の寄附の受入れに関すること。

別表第2の1の表厚生部厚生企画課の項室課長専決事項の欄第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表土木部都市計画課の項部局長専決事項の欄第1号中「こと」の次に「（同条第5項の規定により、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める場合を除く。）」を加え、同欄第2号中「こと」の次に「（同条第2項において準用する同法第19条第5項の規定により、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める場合を除く。）」を加える。

別表第4第4項第4号中「第4条第1項第25号オ(エ)」を「第4条第1項第26号オ(エ)」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(人 事 課)

